

東日本大震災対策特別委員会会議録

---

平成23年12月15日（木曜日）

---

出席議員（1名）

議長 後藤清喜君

---

出席委員（14名）

委員長 西條栄福君

副委員長 鈴木春光君

委員 千葉伸孝君

高橋兼次君

佐藤宣明君

阿部建君

山内昇一君

山内孝樹君

星喜美男君

菅原辰雄君

小山幸七君

大瀧りう子君

及川均君

三浦清人君

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長

佐藤仁君

副町長

遠藤健治君

会計管理者兼  
出納室長

佐藤秀一君

総務課長

佐藤徳憲君

震災復興推進課長

及川明君

町民税務課長

阿部俊光君

保健福祉課長

最知明広君

環境対策課長

千葉晴敏君

産業振興課長

佐藤通君

産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所 町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院 事務長兼総務課長	横山 孝明 君
震災復興推進課 技術参事	畑 文隆 君
震災復興推進課主幹 兼復興推進係長	菅原 義明 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君
農業委員会部局	
事 務 局 長	佐々木 三郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐藤 広志
上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志
主 事	加藤 優美子

午前10時04分 開会

○委員長（西條栄福君） おはようございます。

ただいまより東日本大震災対策特別委員会を開催したいと思います。本日もよろしくお願ひ  
したいと思います。

これより東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

傍聴の申し出があり、これを許可しております。

ここで、先ほど局長よりきょうの日程につきまして説明がありましたように、現地調査を行いたいと思います。

暫時休憩といたします。

委員の皆様方のご移動をお願いいたします。

午前10時05分 休憩

---

午後 1時26分 再開

○委員長（西條栄福君） 再開いたします。

4月28日に特別委員会を設置以来、これまで15回にわたりまして当局から被災状況、復旧状況の報告や震災復興基本方針、さらには町民会議、地域懇談会、策定会議などに関する説明を受けながら、これまで継続調査を行ってきたところであります。

本日の会議は、当局から南三陸町震災復興計画に係る素案が策定され、本特別委員会に提示されておりますことから、その内容について調査・検討するために開催するものであります。

なお、当局におきましては、本定例会の行政報告にもありましたように、被災家屋のある行政区内の全世帯を対象に、今後の移転先と住まいに関する意向調査を実施するとともに、12月8日から18日までの11日間、各行政区において高台移転と住まいに関する説明会を開催しているところであります。

本日の特別委員会の進め方は、町長よりあいさつをいただいた後、担当課より南三陸町震災復興計画（素案）についてのご説明をいただき、その後、各委員から質疑を受けたいと考えております。震災復興計画の素案でありますので、慎重審議をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、初めに町長よりごあいさつをお願いいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 午前中は皆様方には寒い中、現地視察ということで大変ご苦労さまでございました。

これから南三陸町の震災復興計画につきまして皆様方にご説明をさせていただきたいと思いますが、ご案内のとおり、6月に策定会議を立ち上げまして、4カ月間にわたって委員の皆様方にご意見をちょうだいしながら取りまとめてまいりましたし、あわせてご承知のように町民会議ということで、この町に生まれ育った皆さん方にも、この計画の中に十二分にとまではいきませんが盛り込まさせていただいた経緯がございます。また、あわせて地域懇談会という

ことで、町民の皆さん方にもご説明を差し上げてまいりました。そういった中でまとまった素案でございますので、この後、説明をさせていただきますので、委員の皆様には特段のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で終わります。

○委員長（西條栄福君） それでは、会議に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。局長。

○事務局長（佐藤広志君） それでは、資料の確認ですけれども、まず「震災復興計画（素案）」、それから「震災復興計画（素案）資料 事業編」、それから「震災復興計画（素案）資料 資料編」の3冊、ご用意願いたいと思います。よろしいですね。

○委員長（西條栄福君） それでは、これより会議に入りたいと思います。

南三陸町震災復興計画（素案）についてを議題といたします。

担当課長による説明をお願いいたします。震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） それでは、説明をさせていただきたいと思います。

この計画素案につきましては、先ほど町長がごあいさつで申し上げましたとおり、7月に地域懇談会、そして住民の意向調査、さらには町民の代表者からなります町民会議、さらには有識者などで構成されております策定会議の中でご議論をいただき、素案として9月30日に内部の復興対策本部並びに庁議において内部決定をさせていただいたものでございます。本日も含め、現在も住まいに関する住民懇談会で計画の素案をお示ししながらご意見等を賜っているところでございまして、今回の特別委員会におきましても、さまざまな意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、資料の説明につきましては、担当係長並びに技術参事の方から説明させていただきます。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課、菅原係長。

○震災復興推進課係長（菅原義明君） 震災復興推進課菅原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私の方から震災復興計画につきましてご説明を申し上げます。

この計画書につきましては、お手元でございますとおり、本編、資料編、事業編の3冊からなる構成となっております。まずは、本編につきましてご説明を申し上げます。本編がこれでございます。

それでは、本編2ページ目の目次をごらんいただきたいと思います。計画は大きく三つで構

成されておりまして、第1編総論では、計画の趣旨や位置づけ、震災の総括など、第2編復興の基本的な考え方では、復興の基本理念や新しいまちづくりを進めていく上での土地利用の方向性など、そして第3編復興計画では、復興関連事業やその推進体制などを記載しております。

それでは、第1編からご説明申し上げます。

7ページ、第1章震災復興計画についてをごらんいただきたいと思います。

計画の趣旨についてでございますが、震災を経験して得た教訓を生かし、町の将来像を見据え、震災による被害からの単なる復旧にとどまらず、震災前以上の発展を目指す復興を遂げる新しいまちづくりの指針として策定するものとしてございます。

次に、計画の位置づけについてでございます。まちでは、これまで南三陸町総合計画を策定いたしまして、さまざまなまちづくり施策に取り組んできたところでございますが、今後はこの震災復興計画に沿って、現在の町にとって最大の課題でございます復興事業に取り組んでまいります。

8ページにお進みいただきたいと思います。

本計画の計画期間についてでございます。全体の期間を10年と定めまして、これを「復旧期」「復興期」「発展期」の三つに区分し、連続的かつ継続的に推進してまいります。いわば「復旧しながら復興し、復興しながら発展する」を目指しておるものでございます。

続きまして、10ページにお進みいただきたいと思います。

ここからは、このたびの大震災の被害状況等について総括をしてございます。特に11ページに掲載いたしました写真をごらんいただきたいと思います。これは、志津川小学校から市街地を写したものでございまして、3月11日における津波襲来直前と津波が押し寄せている時点の写真でございます。津波前の写真でございます中ほどあります写真の右下にありました志津川保健センターが、津波襲来時には瓦れきの下になっていることからわかりますとおり、町が津波に一のみされているというふうなものを写し込んだものでございます。

続きまして、20ページにお進みいただきたいと思います。

このたびの津波が予想をはるかに超えた津波であったことなどから得ました教訓につきまして、地域懇談会などで町民の皆さんからお聞きした話や避難行動調査の結果などを参考に、地震発生から時系列に整理をしております。

続きまして、第2編復興の基本的な考え方についてご説明を申し上げます。

26ページ及び27ページをごらんいただきたいと思います。

第1章の復興の基本理念といたしまして、「「自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち」への創造的復興」を掲げまして、三つの目標を設定いたしました。

一つ目の目標は、「安心して暮らし続けられるまちづくり」でございます。今回の震災により人的にも物的にも壊滅的な被害を受けました。この被災の経験を生かし、どのような災害に遭遇しても命が守られ、安全で安心して暮らし続けられることができる町をつくることを第1番目の目標としてございます。

二つ目の目標ですけれども、「自然と共生するまちづくり」でございます。時に猛威を振るい私たちを苦しめる自然ではありますが、本町の風土・文化は人と自然が織りなしてきたものであり、豊穡の海や山からたくさんの恩恵を受けていくことは今後とも変わりございません。そうした点から、自然と上手に向き合いながら町をつくっていくということを第2番目の目標としております。

三つ目の目標は、「なりわいと賑わいのまちづくり」でございます。まちづくりになりわい、つまり仕事の生成は欠かせないものでございます。漁業や農業、観光を中心として町の産業を再生し、世代と地域を超えた賑わいの創出を目指すまちづくりを第3番目の目標といたしました。

次に、28、29ページをごらんいただきたいと思います。

ここでは人口の見通しを掲載いたしました。29ページ上のグラフをごらんください。本年2月末時点での本町の人口は1万7,666人でしたが、7月時点の集計といたしまして695人の方が亡くなっており、この数を引きますと1万6,971人となります。この数をベースにいたしまして人口推計をしたものが紫の点線で示したものでありまして、目標年次の平成33年には1万4,555人になるとの推計値が計算されました。

しかしながら、現実には、同じく7月時点の集計といたしまして、転出等の理由により、さらに1,316人少ない1万5,655人が本町の人口であり、この数をベースに人口推計したものが赤の点線で示したものでございまして、平成33年には1万3,365人になるとの推計となりました。

町といたしましては、この復興計画の施策を進めることによりまして転出された方々の回帰を進め、目標年である平成33年には1万4,555人を目指すとしたところでございます。

次は土地利用のあり方についてのご説明となりますが、ここで説明者をかわらせていただきます。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課、畑技術参事。

○震災復興課技術参事（畑 文隆君） 震災復興課技術参事畑でございます。よろしくお願いいたします。

引き続きまして、第4章土地利用のあり方についてご説明いたします。

30ページをお開きください。

第4章土地利用のあり方についてですが、ご承知のとおり、各地域の実態、意向を踏まえつつ、地域コミュニティに配慮しながら、災害に強く、将来にわたって命が守れる土地利用として、「なりわいの場所はさまざまであっても住まいは高台に」という考え方を基本に進めていきたいと考えております。

その右側、見開きになりますが、31ページをごらんください。A3で開くページになっております。この住宅の高台移転に当たって職住分離という考え方もあるようですが、当町ではこの31ページのとおり、なりわいの場所まで車で数分のところでの高台移転をイメージしております。いわば「職住近接」のイメージでございます。

32ページ、これからのまちづくりの断面をイメージで示しております。この下の方の図面になります。

33ページからは、土地利用を考える上で留意すべき事項について書かれております。安全かつ円滑に避難するために、日ごろの避難訓練や避難場所・避難路の確保や、これまでの津波災害の教訓に「安全な場所に住む」という考えを加え、高台への宅地造成により安全な居住地の確保を進めていきます。

また、本町の産業特性を踏まえ、産業用地の確保と安全性を高めるとともに、基幹産業である水産業を機軸とした商業、観光業など、なりわいと賑わいを取り戻すための用地確保を行います。

また、今回の震災で多くの公共施設が被災し、震災後の救援活動に影響を与えたことなどから、各種団体の方々と検討組織を設け、これまでの施設の立地や機能を再検討し、町民の利便性に配慮しながら公共施設の高台配置を検討いたします。

35ページをごらんください。

今回の震災で町の基幹道路である国道45号、398号について、津波で甚大な被害を受けたルートの安全性を高めるようルートの配置も含め、高台移転に伴う新たなまちづくり形成とあわせて国、県に要請してまいります。

36ページからは、志津川市街地、歌津（伊里前）市街地のゾーニングの方針をお示ししています。37ページが志津川地区の土地利用計画イメージ図、38ページが伊里前ということになっ

ております。

39ページからは、漁村集落の高台移転のパターンをイメージとしてお示ししています。漁村集落につきましては、地域コミュニティや地理・地形条件に配慮しながら、より安全性の高い場所への移転について検討しています。また、地域の意向を踏まえつつ、人口減少や被災しなかった区域を含め持続可能な漁村集落の形成に努めます。

漁村集落の取り組みスケジュールは、42ページ、中段から上のところ、高台移転に向けた取り組みスケジュールとしてお示ししています。この場合は、防災集団移転促進事業を想定し、地域の合意形成がまとまった後、2カ年で造成工事を終了するよう、これを目標として整備を進めたいと考えております。

なお、この42ページの下段から志津川市街地の段階的な取り組みイメージについてお示しをしています。

以上です。説明者かわります。

○委員長（西條栄福君） 菅原係長。

○震災復興推進課係長（菅原義明君） 改めまして、私、復興推進課菅原より、第3編以降につきましてご説明を申し上げます。

45ページ、46ページをごらんいただきたいと思います。46ページにつきましては見開きとなっております。

第1章といたしまして、復興の全体像として本計画に沿って進めてまいります復興の展開イメージについて記載しております。

46ページでは、復興の道筋として、各目標に沿った形で特徴的な事業展開の状況をお示しすることで復興のイメージを表現しております。

目標1につきましては、来年度早々より防災集団移転促進事業等が始まることにより住まいの高台移転が始まることをイメージしております。なお、平成28年度の記載に「高台市街地の整備が最盛期を迎える」と表現してございますが、これは旧志津川市街地を含め町全体の最盛期を指しておるものでございまして、当然ながら防災集団移転促進事業等の活用により早期にまちづくりに着手した地域につきましては住宅建設やまちづくりが相当進んでいることとなります。

目標2につきましては、当面、自然環境の回復に努めるとともに、児童生徒や人々の心の回復を中心に進めてまいり、町全体の造成とあわせて自然エネルギー等を活用したエコタウン構想を展開してまいるといったイメージでございます。



目標3につきましては、仮設による応急的な産業の再開から本格的な復興に向け、町の造成とあわせて整備が進んでまいります。この間において産業の第6次化など総合的な産業の復興に取り組み、南三陸ブランドの確立を図っていききたいというイメージを表現してまいります。

47ページにお進みいただきたいと思います。

第2章復興計画の体系では、本計画における施策体系を示しており、以降のページにおきまして各項目の取り組みを記載してまいります。

48ページにお進みいただきたいと思います。

第3章復興に向けて緊急対応すべき重点事項でございます。ここでは、町民の生活再建や産業の復旧など最優先で取り組むべき重要課題について、緊急対応すべき重点事項として、被災者の生活支援と自立生活への誘導、ライフラインと河川堤防、護岸の仮復旧、続きまして50ページ、51ページにおきまして、災害廃棄物の処理、消防・防災機能の早期回復、雇用の確保、産業の復旧、さらに続きまして52ページ、53ページをごらんいただきたいと思います。病院、学校、社会福祉施設の復旧と移動手段の確保、行政機能の回復、以上の八つの対策について記載しております。

54ページにお進みいただきたいと思います。

第4章シンボルプロジェクトについて記載しております。シンボルプロジェクトは、9月7日の町民会議から町長へ提言書として提出されましたものをベースといたしまして、復興を先導し、他の取り組みなどへの波及効果が期待されるものについて記載してまいります。

55ページをごらんください。

津波の教訓伝承プロジェクトということで、震災による犠牲者を慰霊するとともに、今回の大津波の記憶や教訓を風化させずに後世へ伝えるための事業などを計画してまいります。

56ページにお進みいただきたいと思います。

被災者の生活支援プロジェクトということで、被災者へのさまざまな生活支援や孤立化防止などの事業を展開してまいります。

57ページをごらんいただきたいと思います。

命を守ロードプロジェクトといたしまして、安全に避難するための避難道や誘導サイン等の整備を行う事業を計画しております。

58ページにお進みいただきたいと思います。

まちの賑わい復活プロジェクトといたしまして、地場産材活用による住宅整備や観光拠点施

設の整備についての事業を計画してございます。

59ページをごらんいただきたいと思います。

「絆・感謝」プロジェクトといたしまして、復旧・復興活動に支援や応援をいただいた方々への感謝とつながりを大事にし、これを継続するため、継続的な交流や情報発信を行う事業を計画してまいります。

続きまして、60ページにお進みいただきたいと思います。

ここからは、第5章復興事業計画について記載しております。ここでは、基本理念のもとに掲げた三つの目標ごとに具体的な復興に向けての取り組みとその主な事業について記載しております。

目標1の安心して暮らし続けられるまちづくりに関しましては、60ページに記載しております命を守る土地利用への転換、62ページをごらんいただきたいと思います、62ページに記載しております地域コミュニティの再構築、63ページに記載しております生命と財産を守る防災と減災のまちづくり、64ページをごらんいただきたいと思います、64ページに記載しております防災・減災システムの整備、65ページに記載しております命を守る交通ネットワークの整備、66ページにお進みいただきたいと思います、66ページに記載しております災害に強い通信手段の確保と地域情報化の推進、67ページに記載しております安心を実感できる保健・医療・福祉のまちづくりをその取り組みといたしまして、それぞれ主な事業等を記載してございます。

目標2自然と共生するまちづくりに関しましては、69ページをごらんいただきたいと思いますが、69ページに記載しております自然環境の保全、70ページにお進みいただきたいと思いますが、70ページに記載しておりますエコタウンへの挑戦、71ページに記載しております生活衛生環境の保全、72ページにお進みいただきたいと思いますが、72ページに記載しております「ふるさとを想い、復興を支える「人づくり」をその取り組みとして、それぞれ主な事業等を記載しております。

目標3なりわいと賑わいのまちづくりに関しましては、73ページに記載しております。73ページの産業の再生・発展、そして75ページお進みいただきたいと思いますが、75ページに記載しております雇用の創出と交流人口の拡大をその取り組みといたしまして、それぞれの事業等を掲載してございます。

76ページにお進みいただきたいと思います。

第6章復興計画の推進について記載しております。ここでは、復興計画に係る市内の推進体

制について、一日も早い復興のために町民を初め民間事業者や各種団体など町にかかわるすべての方々の力を結集して取り組むことについて記載をしております。ここでは、復興計画の推進組織といたしまして、仮称ではございますが、「復興まちづくり協議会」の設置について検討することなどについても記載してございます。

78ページにお進みいただきたいと思います。

第7章行財政運営の方針についてでございます。当分の間、町の施策は震災からの復興がその主軸となります。したがって、被災しなかった地域の住民生活に配慮しつつも政策的経費のほとんどは復興事業を優先に充てることなどを記載しております。

計画の本編につきましては以上ですが、この素案につきましては、国の第3次補正予算の成立や復興関連法案の成立を受け、現在、実施計画の策定とあわせ若干の微調整を行っております。ただし、基本的な考えにつきましては堅持できるものと考えているところでございます。

次に、資料編について若干のご説明を申し上げます。資料編につきましては、こちらの別冊の方になります。

資料編2ページをお開きいただきたいと思います。

復興計画策定に係ります主な経過を記載してございます。

次に、9ページにお進みいただきたいと思います。

こちらでは、7月に実施いたしました復興まちづくりに関する意向調査について記載してございます。

次に、51ページにお進みいただきたいと思います。

51ページには、震災復興町民会議からの提言書を掲載しております。計画書本編の説明でも申し上げましたが、この提言書をもとといたしましてシンボルプロジェクトが構成されております。

次に、59ページをごらんいただきたいと思います。

59ページからは、南三陸町の被災、復旧、被災者支援の概要といたしまして、役場の各課より回答をいただきました数値等をもとに、その状況を取りまとめてございます。

65ページにお進みいただきたいと思います。

65ページからは避難行動調査結果概要ということで、国土交通省が実施いたしました発災当日における本町の避難行動の調査結果を掲載しております。こちらにつきましては、今後新しいまちづくりで計画されるであろう地域防災計画の貴重な資料にもなるものと考えております。

次に、77ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは震災復興計画策定会議によりまず復興推進への附帯意見ということで、復興計画には盛り込めないものの貴重な意見ということで復興計画策定会議より提出されました意見を掲載しております。これにつきましては、今後策定されますそれぞれ部署ごとの計画の中で関係する部分について、その趣旨を生かした事業展開を考えていきたいというふうに考えておるものでございます。

最後に、事業編につきましてご説明を申し上げます。事業編は、こちらの別冊でございます。

復興事業につきましては、各課への照会に基づき、回答いただきました事業をもとに構成してございます。

2ページ及び3ページをごらんいただきたいと思います。再掲を含みまして309の復興事業がこちらの事業計画に掲載しております。先ほども申し上げましたけれども、現在、実施計画の策定に向け、各事業の詳細について精査を行っているところでございまして、今後若干の修正が行われますが、これらの事業を着実に展開することによりまして復興を成し遂げていくということでございます。

長くなりましたけれども、以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（西條栄福君） 担当課長、担当係長による説明が終了いたしましたので、これから質疑に入ります。

これまでの説明に対しまして伺いたいことがあれば、伺っていただきたいと思います。

及川 均委員。

○及川 均委員 それでは、皆さんがまだ準備できないようですから、私前座として2点ほど。

本計画をまとめるに当たっての基本的な考え方ということになりますと、32ページにございます今後の土地利用の考え方の中で、「今回のような最大クラスの津波に対して」という位置づけでありますね。いわゆる今回の津波は、これ以上の津波はないのではなかろうかという最大クラスなんだという位置づけのもとに本計画を立案したということになるわけですね、解釈として。今回の震災を一体どなたが想定した人があったのかということになるわけです。過去の歴史を見ても、今振り返って1,000年に1度だとか、あるいは400年に1度来ますよとか、さまざま言われておりますけれども、日本全体の学者、先生方でさえも、だれも予測しなかった、予想しなかった。最大級の宮城県沖地震が来るよ、来るよと言っていたその予測ですら

も、8メートルやその辺であったわけです。それが今回思いもよらぬ16メートル、あるいは最大20メートルなどという、想定をはるかに超える事態があったということなんです。そうした考えのもと、今回これを最大級のクラスにしたということでもありますけれども、その考え方、根拠としての考え方、それによってこの復興計画をまとめたということでもありますけれども、その辺のところの考え方をお聞きしたい、こう思います。

それから、68ページ、主な事業の中で、公立志津川病院建設整備事業を平成26年度からと予定されております。私の勘違いかどうか、一部新聞報道で、病院建設事業費として南三陸町に30億円くらいの予算、方向づけが出たということを読んだんですが。気仙沼公立病院が100何億、石巻市立病院も100何億です。南三陸町の病院建設費用として方向づけ、予算づけはまだなっていないんでしょうけれども、30何億くらい病院の建設費が出るということを読んだ記憶がありますが、その辺はどういうことになっているのか。現段階ではどういう状況なのか、その辺のところ。

2点、まずもってお伺いします。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） まず、1点目の32ページの最大クラスという考え方はどういったところから出ているのかという点でございますが、全国防災会議の中で、今回の津波につきまして最大クラスという表現がなされております。国土交通省も含めて、今回の津波が最大クラスという表現上で使われております。そういったところから今回そういった位置づけをさせていただいております。

今回の津波を想定した研究者がいるかということにつきましては、私も詳細はわかりませんが、だれもが予想し得なかったものであるというふうに考えております。

病院の関係につきましては、病院の事務長の方から。

○委員長（西條栄福君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 新聞にも掲載されましたけれども、今回の3次補正の関係で、宮城県の地域医療の復興関係について出ておりました。議員が言ったとおり、石巻市立病院で90億円、持ち出しが9億円という格好、それから公立志津川病院として設計費まで入れて61億円という基本的な数字が出ております。これは、地域医療の復興の関係で県で会議を開いたときに、地域医療を復興させるために公立志津川病院の再建がやはり必要だということで、一応うちの方にどれくらいの建設費なんですかという問い合わせがありました。うちの方では、ある程度建設に関しては、概算なんですけれども、まだ設計とか全然して

いないものですから、大体100床規模の病院になると30億円くらいかかるということでの回答はしております。それをもって県の方で国の3次補正のために61億という数字を、30億だけで多分設備とかいろいろ考えれば足りないのではないかという配慮がございまして、61億円という内容を上げたみたいでございまして。県の方からその後電話来まして、61億円はすべてつかわけではないんですけれどもという話なんですけれども、一応そういう格好で、公立志津川病院の再建の方を優先的に考えているという県の方のお話でございました。ということで、今のところ県の計画の中に盛り込んでいる状況でございまして。

○委員長（西條栄福君） 及川 均委員。

○及川 均委員 最大クラスという理解のしようであります。地域によっては、今回の津波、これほどの最大のクラスであっても、岩手県等に行きますと、場所によってはかえって明治29年とか昭和8年の方が余計津波上がったというところもあるわけです。本町においては過去に例がないというくらい、例がないといたって、1,000年も500年も生きて人もいないわけですから。言い伝えもないわけですし。果たして、今となって振り返りますと、本当に今回の津波が最大クラスなのだろうかという疑問を逆に持つぐらいの規模であったということなんです。この計画で進めることに現状では妥当な案だろうとは理解するんですけども、まさかこれほどまで来ないだろうという想定を立ててまちづくりを進めてきたのでありますから、その反省に立つと、本当にこれが最大クラスなんだろうかというまた疑問を持つわけなんです。その辺のところ、いや、これが最大クラスの津波なんだという解釈のもとにこれを押し進めるということだろうとは思いますが、そこにいささかの疑問もないのかなというふうなことを感じるわけだから、お聞きするわけであります。

それから、公立志津川病院、これは26年度からということになっているんですが、その前段の段階ということであります。26年度に組み込んだということは、このあたりから建設に入る予算が確かに来るということでもありますか。つまり、26年度に間違いなく来るんだけれども、逆に言えば、それより早められないのかということになってくるわけです。その辺の見通しをもう一回お伺いします。

○委員長（西條栄福君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 地震の大きさ、津波の大きさに対する学問が最近になってやっと一応は確立してきている段階だと思いますけれども。結局、今回の津波のエネルギー量はマグニチュード9.0ということで、地震、津波の学問創設以来初めての経験だということもありまして、それに応じた形で実際に津波が襲来したわけでございますけれども。その後の調査に

よりまして、1,000年周期から大体この大きな津波は600年周期ぐらいだということで一応報告がなされているようにございますけれども、どうしても防災計画、高台の移転等は津波とか災害の経験をもとにつくらざるを得ないということもあろうかと思っておりますので、今回はこれまで経験したことのない津波の規模、それに応じた形での復興計画の策定だという形でございます。

○委員長（西條栄福君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長兼総務課長（横山孝明君） 病院計画ということでございますけれども、確かに事業計画で6年後に開設の予定で一応組んでおりました。その関係で県の方の今回の地域医療再生の3次補正の中に入れ込んでもらったんですけれども、それは25年度着工という格好での最初話でした。25年度着工して先にやるまではいいですよという内容だったものですから、25年度に大体着工するということは、その辺で設計を入れて、設計した後にまた工事ということになりますので、26年とか27年に開設という格好で今考えています。

ただ、補正の関係については今後県とまた協議していかなければいけないということになりますけれども、これから土地の取得それから造成とか入ってくるのかどうかわかりませんが、期間的な関係でもっと早くなる可能性はあるかと思っております。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 委員長、最初に議事進行なんですけど、委員長のお話ですと、きょう説明をした中での質疑という形で進めていくんですね。（「はい」の声あり）そのほかの東日本大震災の特別委員会の質問とか質疑というのはまた後にやるという解釈でよろしいですか。

○委員長（西條栄福君） この素案をまずもって質疑していただきまして、その後に、その他というわけではないですけども、現在の東日本大震災の復興状況、そういったものの質疑を考えておりました。先ほど局長とその辺のところを話し合っております。それでいかがでしょうか。もし関連があれば出していただいても結構ですけども、そのような時間も考えておりました。

○三浦清人委員 どっちでもいいんです。

○委員長（西條栄福君） 質問の流れからして、それに関連してあれしても結構でございますので。

○三浦清人委員 それでは、9月30日版ということで説明受けたこの復興計画、きょう12月15日に受けて、今、高台移転の問題やら、いろいろもっと進んでいくわけなんですけれども。ただ、今そういうことでありますので、その質問に入りたいと思うんですが、前者も今質問が

ありました。私も大変心配しておるんですが、最大級の地震、津波、気象庁始まって以来とか、いろいろと報道されておるんですけども、これ本町の歴史になるんですが、入大船とか大船とかありますよね。地名の由来を聞くと、昔そこまで津波が行って、船がそこまで流されたから大船だとか入大船だと言う方もいるし、いやそこは昔海だったんだ、船をつないでおいたんだということでその地名がついたというようなお話さまざま聞くんなんですが、実際のところ、どうなんですか。津波がそこまで行ったという地名の由来となると、この大震災は1,000年に1度だということで報道されていますけれども、2,000年に1度とか、あるいは3,000年に1度という津波の規模というものを調査してから素案をつくっても遅くないのではないかなと思うんです。素案どおり計画どおりにやって町が復興して、ああこれからやりましょうというときに、またどがんと来てやられて、「いやいや3,000年に1度の津波で想定外でした」なんて語られたのではたまったものでないんです。その辺のところを心配するんですけども。国としても、大学の一流の博士なんだか先生なんだかわからないけれども、全国各地に飛び回って講演した有名な先生が、どがんと来たら「想定外だった」と一言で済ませてしまっているような世の中ですから。ただ、国土交通省が、大規模、これ以上のものはないみたいな話をしていますけれどもね。皆さんも大変です、国からのお達しで、何月何日までまとめろとかさまざま言われているから大変なことはわかっているんですが。国土交通省のその場所にいる人たちは津波で流されない。流されるのは我々ばかり。あの人たち何、どこ吹く風。何ぼでも語られるんだ、語ることは。被害をこうむるのはこっちなんですよ。だから、住民を守る上できちっとした判断のもとに進めていかないと、国が何ぼ、学者がどんなことを言ったって、最後に被害こうむるのはこっちですから。そういうことも頭に置いておいて進めていかないと。言われたままでやると、いいことないです。そうでしょう。結果が出ているんですから、この津波で。結果が。また二の舞を私たちは、そういう目に遭いたくないから言うんです。ですから、ひとつ国の方に話して、2,000年に1度とか3,000年に1度という、そういう心配はないのかどうか、これをやっぱり最初にやらないと、どんな立派なのをつくったって、流されてしまって終わりですよ。大丈夫ですかと聞いたって、大丈夫ですと答えられないんです、これもまた。皆さんも大変。我々も大変なんです。そういうことで、ある程度の予想なり考えというものを持っていかないと、うまくないのではないかな。そういう思いがいたします。

関連ということになってくるんですが、今各地域で防集促進事業の説明会をやられているわけで、いろいろなご意見が各地区から出ているのはご承知のとおりでありまして、私も名足地区に行って、説明を初めて聞きました。これ、なかなかうまく進むかなという心配を持ちまし



た。というのは、第1点が、震災に遭われた方々の2分の1がそういう考え、半分いかないと、なかなか事業が進まないというような話もありましたし。一番心配しているのは、高台移転で国が土地を買い上げるというか、造成をしてやる、そこに家を建てられる方は何人ですかというアンケートなんです。土地を買って、あるいは借りて、家を建てるということは、全部マネーなんです、お金。そのときに、自分が今まで住んでいた土地が震災で津波で流された、そこをまずもって国の方で買い上げてもらいましょう、そのお金で土地購入なり建築費用に充てましょうということで皆さんへそそろばんおくと。普通の考えであれば、素人のへそそろばんなんです、例えば150坪のところに住んでいた、それが流された。おれたちの土地は坪何ぼぐらいだろうと。そうすると大体、例えばの話ですよ、ざっと見積もっても、安くても100万円ぐらいで売れるだろうと、150坪。今度買う土地は、ちょっと高いけれども、高いところだからね、100坪だ。ざっと計算しても、何ぼ高くても70万円ぐらいかなと。そうすると30万円余るわけだ。よし、ではこの30万円を建築費に充てましょうという素人の計算、腹づもりがあるわけ。ところが、単価というものはまだ示されていない。実際やってみたら、何だ、売るのは70万円を買う土地は100万円だと。30万円足りない。手から出した30万円、これから出す30万円、60万円の今度はへそそろばんが狂ってくるわけ。おれも行って建てようと思ったけれども、そこに希望立てただけけれども、お金ためるまで何年かたたなくてはならない、ためなければならぬということで、土地を予約して整地して建築するまでの期間、幾らぐらいまで待ってもらえるのか。お金が都合つくまで待ってくれるのかどうか。3年も4年も待ってくれるのかどうか。そうするうちに、隣の父ちゃんから、お前使わないならおれに売れと。いい、おれ100万円だから110万円でもいいよということができるのかどうか、今度。お金を出して買ってから建てられないでいたときに、よそから来て売ってくれと言ったときに、売ることができるのかどうか。

例えばの話で今話しましたが、要するに買い上げてもらう土地の価格というものの期間がいつごろになるのか、それから自分たちが買おうとする土地が大体幾らぐらいになるのか、そういうことも打ち出さないで12月20日までアンケートとってくれと。なかなか難しいですよ。皆さん方のように何十億と預金がある方ばかりでないですから。皆さん、へそそろばんはじくんですから。右から左へぼんというわけにはいかない。だから、なかなかアンケートだといったって……。これは皆さんに言ったってしょうがない話。国からやれと言われていたんだらうから。国もむちゃなことを言うのも当然なんだけれども。

そういうことで、高台促進事業の関係のこと、どのように今度推移していくのか、その辺、

わかる範囲ですけれども。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 土地の価格、それは浸水したところも新たに造成して売りにしても、その両面も含めてなんです、特に浸水した土地につきましては、基準とすべき部分がまだ何も示されていないというのが実情です。国の方から今月中には土地の評価についてのガイドラインについて示したいというお話を以前からお伺いしております。それをもとに町といたしましては不動産鑑定士等に依頼して、浸水区域の土地、あるいは造成の場所が決まれば、その宅地としての鑑定をさせていただきたいと思っております。

今現在で価格を示さないで意向調査をやっている、なかなか回答に苦慮している、計算もできないというご指摘もございますが、鑑定した結果については、いずれ今後また地域にお示しする機会は必ず設けて行いたいと思っておりますし、現在の意向調査につきましては、今の皆さんのお気持ちを聞かせてほしいということで、全体像を把握するための調査であるということでございますので、その辺につきましては、今後情報が知り得た段階で住民に意見交換の場を設けさせていただくことにしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 前段の部分のご質問の関係でございますけれども、今後、中央防災会議における全国の防災計画、それと県防も見直しがかかるということもございまして、その中で最大規模の被害想定、改めて見直してまいるといふふうにも考えておりますので、そういった機会にこちら側の意見として本当にそれで大丈夫なのかといったこともぜひ申し入れながら、きちんとした形で提示していただくように、そのように進めてまいりたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 国の方では大丈夫だという話しかできないと思うので。ただ、これもなかなか難しい話で、どれだけやれば大丈夫だという確実なもの、100%大丈夫だと言い切れない部分はありますけれども、そんなことも考えながら、やはり最大限、高台、高台という計画づくりというものを進めていただきたいと思います。

12月20日までの意向調査については、現段階で皆さんの考えではどうですかという大ざっぱなアンケートと言いますか、だからといってそれが確定ではないということもわかっています。だから、今回とるアンケートと、そういったガイドラインが引かれて、ある程度金額が示された場合の変更というのが、かなり出てくるのではないかという思いもいたします。今回と

ったアンケートの中でいろいろな計画がされると思うんです。こんなことを言うては何ですが、例えば仮設住宅を建てた、入る人がいなかったというようなことにならないように。気仙沼のように、岩手県に建てて、だれも入る人がいないから、またこっちにもやったと。二重の支出だということで、いろいろあるものですから。仮設住宅と全く同じだとは言いませんけれども、どうせやるのであればむだのないようなやり方も考えていかなければならないのかなという思いで今話しているわけです。

高台移転、山を整地にするということですが、切り土と盛り土というのが出てくると思うんです。全部切り土の高さにしてやれば、要するにこうあるわけですから、一番の底辺のところを全部削り取って、そこを地盤にするというならいいんですが、そういった土地ばかりはないんじゃないかと思うんです。中には、土を埋めて平にしなければならぬところも出てくる。そういうところに今度建築が可能なのかということなんです。その辺のところ、家を建てる際の規制なり制約みたいなものが出てきているのかどうなのか。切り土であれば問題ないんですが、盛り土に対しての建築物がいいのかどうなのか。

そうしますと、この山は何町歩あるから大丈夫だといっても、整地したときに果たしてどれだけの有効な面積があるのかということになってくるわけで、その辺のところも私たちがこれから考えるのに心配しているところなんです。

切り土に当たればいいけれども、盛り土のところに当たってしまうと、5年したら家が斜めになってしまったとか。今騒がれているんですから、それが。だから、建築法というか、そういった法的なことでは問題はないのかどうなのか。それから、国が買い上げるといったって、そこに住むのは我が町民ですから。その辺のところはどのようになっていますか。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） ご指摘のとおりかと思えます。今回の震災で津波被害を受けなかった地域では地震被害という被害を受けているケースもございます。当町の場合、こういった山を切り開くというところから始まることを考えましても、いずれ住宅を建てる場所は切り土地盤に建てられるような設計に主眼を置いていかなければならないと考えております。それがゆえに、どうしても造成費が高くなるというケースもありますが、盛り土をしないところがゼロなのかというのは、それもまた場所によってそういったケースも出てくるかと思えます。そういった場所につきましては、公園であるとかそういった、建物を建てるような場所の利用の仕方でなく、別な利用の仕方で考えていくような計画をつくっていかなければならないのかなと思えます。基本的には切り土地盤に家を建てるような造成を考えていきたいとい

うことでございます。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 まずもって、今回の復興計画素案、これだけまとめていただいて、提案として提出いただいたことにご苦労と感謝を申し上げたいと思います。

質問に入りますけれども、前者も申されていたその関連の中でお聞きしておきたいと思えますけれども、今回押し寄せた波の高さをどこを基準として宅地造成をするんだというようなご質問だったと思うんですけれども、素案の18、19、今まで当町を襲った津波の歴史、あるいは水没した戸数とか失った人命、さらに19ページには今回20メートル以上波が上がった地点を指していると思うんですけれども、これが6カ所、歌津が2カ所、志津川が2カ所、戸倉が2カ所とあります。そのうちでも一番高かったのは、ハヤシゲタと通称言うんですけれども、大久保・林にいたるところだったと。さらには、歌津が2番目である。そして、3番目は戸倉の折立だったと、こういうふうに掲載されてあるわけでございますけれども、今回宅地造成として候補地に現在掲げている箇所、それはもしこれを基準として高台というふうになれば、20メートル以上はなければならなかったのかなというふうに推察するわけなんですけれども、どうなんでしょうか、この辺は。今回例えばアリーナ付近、それから小学校付近、高校付近、あるいはきょう見せていただいた歌津中学校の奥地、そういったところは、この波高メートルから、つまり波の高さ以上の基準値に位置するのかなどうか、まずもってそれを聞いてみたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 今回造成をする場所の造成後の高さという部分につきましては、今回の最大クラスと目されますこの高さ、いずれここで数値で示している以上の高さの位置に造成を計画しているところでございます。ただ、ベイサイドアリーナ付近とかは40メートルクラスになっていますけれども、伊里前を先ほど見ていただきましたが、造成後は高さは一定の高さにはなりますけれども、それ以上にその全面にそれより高いところがございまして、津波を一定規模防げる地域もございます。ただ、基本となるのは、この数値以上の高さで造成後の高さということを基本的な高さとして考えてございます。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 そうすると、今回の素案でお示しの浸水地域よりは高台を計画したんだということに理解いたしました。

先ほど以来お話もありますけれども、想定すれば想定するほど、ここでいいのかなという思いもするんですけれども、今回の想定外だった波高の到来地、それからはるかに高台だという

ことであれば、素案の提案もそういう形で進めてもいいんじゃないかなと私は思います。

これから、入大船だの入谷の関係は私はあるんですけども、それを調べてからというのと、また時間がかかりますから。これでも、今ここまで来て、さらに被災者は宅造はいつから始めるんだ、公営住宅はどこにできるんだというように、ひっきりなしにそういう話を持って来られますので、あるいはそういう声が聞こえますので、この辺を基準にして。と言いますのは、先ほど来、策定会議なり町民会議の皆さん方の意見を総合したところでの素案作成ということからすれば、これで進めるべきではないかなというふうに思います。

自然災害というのは、いつ、どんなことが起きるか全くだれしも想定はつかないはずですから。気象庁がもし早めて、あさって11日に来るから、みんな避難するよにとっておけば、こんな被害はなされなかったんだけども。そういった思いで、私は、今回これで進めてもらいたいと思います。

復旧・復興、この図面にもありますように、それから発展期というふうに、10年かかってやるんだということだけは、これは計画だからだけれども、その以前に取りかかる体制、これを私は望みたいと思います。そういうふうに進めていただきたいなど。

そういう中であって、例えば雇用の場の創出の件でお尋ねしますけれども、仮設に入っている人たちは、昨日も申しあげましたけれども、仕事がない、つまり生活を維持していくだけの収入が入ってこないというのが実態でございます。そういう意味合いからは、農業復興でも林業復興でも漁業復興でももちろん基幹産業であります、そういったものをできるだけ早くやるべきではないかと思っておりますので、その辺もあわせて聞かせてもらいたいと思います。例えば農業であったら、今何をやらせたら雇用の場ができるのか。つまり、町長は6次産業化をよく口にしてきた経緯もございますけれども、6次産業化を進める上には何を今もって早急にできるのか、あるいは復興計画の中で国ではどういう、県ではどういうような事業を考えているのか。そういうようなことも含めてお話いただければと思います。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） 雇用の関係のご質問もあったかに。それにお答え申し上げます。

例えば、西戸地区でハウスでハウレンソウとかを先進的に取り組まれているような状況もございます。その中で、西戸地区の仮設住宅に入居なさっているご婦人の方々が労力として提供するということでの地域での取り組み等もございますので、そういったものも先進事例として取り組みながら、これからいろいろ就労の場を求めていただくような形で進めてまいりたいと考

えております。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 これを担当された復興課長あたりから先に答弁が出るのかなど。私はこれで進めたいということで提案しているんだというぐらい、やっぱり言ってほしいです。こっちはこっちの意見なんだから。町の方で進めるのはこういう意見ですよと。これ絡みですから。お願いします。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） いずれ、雇用の場というものは別にしても、ちょっと質問の趣旨……、高台移転の部分でしょうか。いずれ、一般質問等でもお話をさせていただいておりますが、今回防災集団移転促進事業につきましては、地域コミュニティーを継続して前に戻すという、前のコミュニティーを継続していくという一つの意義がございます。そのためには地域として被災された方、残された方、特に残された家屋も含めて、地域コミュニティーが図られる場所を中心として高台移転の場所をまずは地域で検討していただく、町はそれをサポートしていくといったような進め方で今も取り組んでおります。なかなか地域としてまとまりを見せるという部分が困難な地域も確かにございます。それはそれとして、被災を受けていない家屋もございますので、そういった地域の部分は地域にゆだね、町としてすべき部分は町でやると、それぞれが役割分担を持って、安全な場所へ、そして地域コミュニティーが守られるような高台移転を目指していきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 今防災課長から申されました、39ページにもあるんですけども、集団移転の場合はコミュニティーを大切にしながら……。休憩をいたします。

○委員長（西條栄福君） お諮りいたします。

本日の会議は、議事の関係上、これにて延会することとし、明16日、午前10時より特別委員会を開き、本日の議事を継続したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） ご異議なしと認めます。そのように取り計らいます。

午後2時47分 閉会